

## 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医制度施行細則

第1条 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医制度規則（以下、規則）の施行にあたって、規則に定められた以外の事項については、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医制度施行細則に従って運営するものとする。

第2条 規則第3条に定める認定医研修カリキュラムは以下の通りとし、認定医申請者に対し、下記の通り履修を課す。

2. 初回認定時には項目①20単位以上、②40単位以上、④10単位以上、⑧30単位以上、⑨50単位以上を取得しなければならない。但し、JASD公認マウスガード研修施設にて2年以上研修を積んだ歯科医師の場合には、項目④10単位以上の履修は免除され、項目①20単位以上、②40単位以上、⑧30単位以上の計140単位以上を、JASD認定MGテクニカルインストラクターの資格を有する歯科医師の場合には、項目④10単位以上および⑨50単位以上の履修は免除され、項目①20単位以上、②40単位以上、⑧30単位以上の計90単位以上を、日本スポーツ協会公認スポーツデンティストの資格を有する歯科医師の場合には、項目②40単位以上、④10単位以上、⑨50単位以上の履修は免除され、項目①20単位以上、⑧30単位以上の計50単位以上を取得すればよい。
3. 更新時には項目①20単位以上、②20単位以上、③20単位以上、①から③を含むその他の項目で20単位以上を取得しなければならない。
4. スポーツ歯科に関する顕著な臨床経験、業績（発表・論文等）又はそれに準ずるものを有する場合、研修カリキュラムは免除されるものとする。

### (1) 研修会・学会参加

- ① 学会学術大会出席・・・10単位/回
- ② 学会認定研修会出席・・・10単位/回、学会SDHセミナー出席・・・5単位/回
- ③ 学会認定医アドバンスト研修会出席・・・更新のみ10単位/回
- ④ 学会マウスガード講習会出席・・・10単位/回
- ⑤ その他のスポーツ医・歯・科学に関する研修会・講習会出席・・・5単位/回
- ⑥ スポーツ医・歯・科学に関する国際学会出席・・・5単位/回
- ⑦ その他の国内学会（日本学術会議登録学術研究団体に限る）出席・・・5単位/回

### (2) 臨床従事・スポーツ競技サポート活動

- ⑧ スポーツ愛好家に対する歯科治療終了症例・・・10単位/症例
- ⑨ カスタムメイドマウスガード製作提供症例・・・5単位/症例
- ⑩ クラブ・競技団体等における医歯科学サポート活動・・・10単位/年（更新は20単位/年）

### (3) 教育従事

- ⑪ 大学等における教育指導・・・10単位/1年
- ⑫ 学会等での講演・・・5単位/回（更新は10単位/年）

### (4) 研究従事

- ⑬ 学会発表（筆頭）・・・10単位/回（関連学会の場合、5単位）
- ⑭ 学会発表（共同）・・・5単位/回（関連学会の場合、2単位）
- ⑮ 原著論文（筆頭）・・・20単位/回（関連学会の場合、10単位）
- ⑯ 原著論文（共同）・・・5単位/回（関連学会の場合、2単位）
- ⑰ 臨床報告論文（筆頭）・・・10単位/回（関連学会の場合、5単位）
- ⑱ 臨床報告論文（共同）・・・5単位/回（関連学会の場合、2単位）
- ⑲ 総説論文（筆頭）・・・10単位/回（関連学会誌の場合、5単位）
- ⑳ 総説論文（共同）・・・5単位/回（関連学会の場合、2単位）
- 21 著書（筆頭）・・・10単位/回
- 22 著書（共同）・・・5単位/回

第3条 規則第5条に定める認定試験はスポーツ歯科医学について筆記或いは口述により行うものとし、必要に応じて技能試験を課す。

2. 口述試験として指定された認定医試験症例は原則、当該学術大会にてポスター発表とし、かつ本会機関誌上で公表するものとする。

第4条 規則第4条、第6条および第10条に定める認定医審査に係る手数料は以下の通りとする。既納された手数料は、如何なる理由があっても返還しない。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 認定医審査料   | 1万円 |
| (2) 認定医登録料   | 3万円 |
| (3) 認定医更新審査料 | 2万円 |

2. 規則第5条に関し、規則第17条において再試験を認めた場合、再審査を受けようとする者は認定医再審査料5千円を納入する。なお、既納された手数料は、如何なる理由があっても返還しない。

第5条 規則第3条および第7条に関し、満65歳以上の者は終身認定医としての資格申請を行うことができる。

第6条 規則第7条に関し、認定更新の申請は失効期日の一年前から行うことができる。

第7条 認定証の記載事項に変更が生じたときは、書換交付申請書に手数料を添えて認定委員会に提出し、書換交付を受けることができる。手数料については規則第10条に定める認定医更新審査料と同額とする。

第8条 認定証を亡失または毀損したときは、再交付申請書に手数料を添えて認定委員会に提出し、再交付を受けることができる。手数料については1万円とする。

第9条 認定委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。小委員会を設置あるいは改廃する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第10条 認定委員会は、施行に必要な内規を定めることができる。内規を制定あるいは改廃する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第11条 本施行細則の改廃は、認定委員会および理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

#### 附則

1. 本施行細則は平成16年9月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
2. 本施行細則は平成18年7月15日から一部改正する。
3. 本施行細則は平成20年7月11日から一部改正する。
4. 本施行細則は平成21年7月3日から一部改正する。
5. 本施行細則は平成22年7月9日から一部改正する。
6. 本施行細則は平成23年6月24日から一部改正する。
7. 本施行細則は平成24年7月13日から一部改正する。
8. 本施行細則は平成25年6月28日から一部改正する。
9. 本施行細則は平成26年6月27日から一部改正する。
10. 本施行細則は平成28年4月1日から一部改正する。
11. 本施行細則は平成29年6月17日から施行し、平成30年1月1日より適用する。
12. 本施行細則は平成30年6月23日から一部改正する。